



市 章

# 大津市公報

平 成 29 年 3 月 31 日  
号 外 (第 20 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### ○ 規 則

49 大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

## 規 則

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第49号

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

大津市手数料条例施行規則（平成13年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第28項第1号」を「別表第27項第1号」に改め、同項第1号中「運送」を「運搬」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 当該年度の全定期検査において運搬した検査用具の重量の合計

(3) 当該定期検査において運搬した検査用具の重量

第2条第2項中「運送」を「運搬」に改める。

第3条中「別表第29項ただし書」を「別表第28項ただし書」に改める。

第4条中「別表第54項」を「別表第53項」に改める。

第5条を次のように改める。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価書面）

**第5条** 条例別表第60項第6号ア(7)の表300平方メートル未満のもの項に規定する規則で定める書面は、次に掲げるいずれかの書面とする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し

(2) 検査済証の写し及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項に規定する通知書の写し

(3) 検査済証の写し及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書の写し

2 条例別表第60項第6号イ(7) a の表200平方メートル未満のもの項に規定する規則で定める書面は、前項第2号若しくは第3号に掲げる書面又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行後に新築される建築物にあつては当該建築物に係る日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合しているもの、同法の施行の際に現に存する建築物の住宅部分にあつては当該住宅部分に係る日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級が等級3、等級4又は等級5に適合しているものに限る。）とする。

第6条を削る。

### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。